

○秦野市日中一時支援事業実施要綱

(平成18年10月1日施行)

改正 平成19年4月1日 平成23年10月1日
 平成24年4月1日 平成24年10月1日
 平成25年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、秦野市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年秦野市規則第15号)に定める日中一時支援事業(以下「事業」という。)を実施するに当たり、その方法、手続、内容、費用負担等について必要な事項を定める。

(事業の実施方法)

第2条 事業は、日中一時支援が必要である者が、適切な日中一時支援が実施できる者として登録したもの(以下「事業者」という。)から日中一時支援を受けるに当たり要する費用の一部又は全部を支給することにより実施する。

2 前項に規定するもののほか、神奈川県が設置する障害者自立支援施設に事業を委託することにより実施することができる。

(利用対象者)

第3条 利用対象者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第19条の規定により本市が介護給付費等の支給を決定する障害児・者とする。

(日中一時支援に要する費用の額)

第4条 事業の利用1日当たりの利用時間の区分及び費用の額は、次に定めるところによる。

(1) 利用対象者が障害者であるときは、次の表のとおりとする。

| 区分 | 基本額 | 同一日に同一法人から他の日中活動サービスを受けた場合の額 |
|---------------|--------|------------------------------|
| 4時間未満の場合 | 2,500円 | 1,500円 |
| 4時間以上8時間未満の場合 | 5,000円 | 3,000円 |
| 8時間以上の場合 | 7,500円 | 4,500円 |

(2) 前号の規定にかかわらず、利用対象者が次のいずれかに該当する者であるときは、前号の表基本額の欄に掲げる額に5,000円を加算した額とする。

ア 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児

イ 次のいずれか2以上に該当する重複障害児・者

(ア) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級又は2級に該当する障害を有する者

(イ) 児童福祉法第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において、知能指数が35以下を判定された者又は療養手帳A1若しくはA2の交付を受けている者

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の表の1級に該当する障害を有する者として精神保健及び精

神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により
精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの

ウ 法第5条第5項に規定する行動援護又は同条第9項に規定する重度障害者等
包括支援のサービスの対象となる者

エ 医療的ケアに加え、保健師、看護師又は准看護師による特別な介助を必要
とする者

(3) 自宅等から事業実施場所までの移送サービスを利用するときは、片道当
り540円とする。

(4) 利用対象者が障害児であるときは、第1号の表基本額の欄に掲げる額に次
に掲げる額をそれぞれ加算した額とする。

ア 4時間未満の場合 1,500円

イ 4時間以上8時間未満の場合 2,500円

ウ 8時間以上の場合 2,500円

(5) 前号の規定により加算する額については、利用者負担額算定の対象とする
費用に含めない。

(利用の申込み)

第5条 事業の利用を希望する者は、地域生活支援事業利用申込書(第1号様式)に
より申し込むものとする。

(利用の承認及び通知)

第6条 前条の規定により申込みがあったときは、事業の利用を希望する対象者及
びその者が属する世帯の状況を調査する。

2 前項の調査によるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の
利用を承認しないことができる。

(1) 利用対象者又はその同居の者に感染性の疾患があるとき。

(2) 医師が利用対象者の心身の状況から日中一時支援の継続が困難であると診
断したとき。

(3) 利用対象者又はその同居の者から従業者に対し暴行、脅迫等の非行があっ
たとき又はそのおそれがあるとき。

3 前2項の結果により事業の利用を承認するときは、1か月当たりの利用日数、日
中一時支援の内容並びに法の例による利用者負担額及び秦野市障害者の日常生活
及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第29条第4項に定める負担
上限月額を決定し、地域生活支援事業利用(変更)承認通知書(第2号様式)により
申込者に通知するとともに、地域生活支援事業利用者証(第3号様式)を交付す
る。

4 第1項及び第2項の結果により、事業の利用を承認しないときは、地域生活支援
事業利用(変更)不承認通知書(第4号様式)によりその理由を示し、申込者に通知
する。

(費用負担)

第7条 利用者は、その利用時間の区分及び利用日数に応じ、前条第3項の規定によ
り定める利用者負担額を事業者に支払うものとする。

(費用負担の特例)

第8条 災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、法第31条の規定に準
じた取扱いをすることができる。

2 前項の適用を受けようとする者は、地域生活支援事業利用者負担特例申出書(第5号様式)を提出するものとする。

3 前項の規定により申出があったときは、速やかにその状況等を調査し、地域生活支援事業利用(変更)承認通知書により利用者に通知する。この場合において、特例の適用を承認しないときは、その理由を明示した地域生活支援事業利用(変更)不承認通知書により利用者に通知する。

(費用の請求)

第9条 利用者は、この要綱により本市が支給する給付費に関する請求及び受領に関する権限を、日中一時支援を実施した事業者に委任することができる。

2 前項の規定により委任を受けた事業者は、当月分に係る費用について、翌月10日までに地域生活支援事業費請求書(第6号様式)に日中一時支援事業実績記録票(第7号様式)を添付し、請求するものとする。この場合において、本市が国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項の規定により神奈川県国民健康保険団体連合会に支払に関する事務の委託をしたときは、同連合会が運営する「障害者自立支援給付費等支払総合システム」による請求とすることができる。

3 前項の請求があったときは、その内容を審査し、事業者にその費用を支給する。

(事業者の登録)

第10条 事業者の登録を受けようとする者は、地域生活支援事業実施事業者申込書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて申し込むものとする。

- (1) 定款、寄附行為等及びその登記事項証明書
- (2) 事業所の平面図等
- (3) 事業所の管理者及び日中一時支援提供責任者の氏名、経歴及び住所
- (4) 運営規程
- (5) 利用者からの苦情を解決するためにとる処置の内容
- (6) 従業員の勤務体制及び勤務形態
- (7) 資産の状況(財産目録又は決算書、事業計画書及び収支予算書)
- (8) その他事業実施能力を審査するに当たり必要となる書類

2 事業者は、第4条第2号に該当する者に対して事業を実施しようとするときは、保健師、看護師又は准看護師を配置し、及び重度障害者等支援加算体制届(第9号様式)を提出するものとする。

3 第1項の規定により申込みがあったときは、その事業実施能力を審査して、事業者としての登録の可否を審査し、地域生活支援事業者登録承認(不承認)通知書(第10号様式)により、申込者に通知する。この場合において、事業者として承認しないときは、その通知書に理由を明示する。

4 事業者は、定款、所在地等の内容の変更又は廃止をしようとするときは、地域生活支援事業者登録(変更・廃止)届(第11号様式)により届け出なければならない。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年10月1日)

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年10月1日)

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

地域生活支援事業利用申込書

[別紙参照]

第2号様式(第6条、第8条関係)

地域生活支援事業利用(変更)承認通知書

[別紙参照]

第3号様式(第6条関係)

地域生活支援事業利用者証

[別紙参照]

第4号様式(第6条、第8条関係)

地域生活支援事業利用(変更)不承認通知書

[別紙参照]

第5号様式(第8条関係)

地域生活支援事業利用者負担特例申出書

[別紙参照]

第6号様式(第9条関係)

地域生活支援事業費請求書

[別紙参照]

第7号様式(第9条関係)

日中一時支援事業実績記録票

[別紙参照]

第8号様式(第10条関係)

地域生活支援事業実施事業者申込書

[別紙参照]

第9号様式(第10条関係)

重度障害者等支援加算体制届

[別紙参照]

第10号様式(第10条関係)

地域生活支援事業者登録承認(不承認)通知書

[別紙参照]

第11号様式(第10条関係)

地域生活支援事業者登録(変更・廃止)届

[別紙参照]